

ア 申請時点で事業が完了している場合

申請手続きの流れ（申請時点で事業が完了している場合）

- 1 事業完了（納品・支払まで）
* 令和8年3月31日までに完了してください。
- 2 申請書兼実績報告書兼請求書の提出
(様式第1号)
- 3 審査
* 必要に応じて、追加書類の提出をお願いすることがあります。
- 4 支給決定兼確定通知
- 5 給付金受領

イ 申請時点で事業が未完了の場合

申請手続きの流れ（申請時点で事業が未完了の場合）

- 1 申請書兼概算払請求書の提出
(様式第1号の2)
* 必要に応じて、追加書類の提出をお願いすることがあります。
- 2 審査
- 3 支給決定
- 4 給付金受領
- 5 事業完了（納品・支払まで）
* 令和8年3月31日までに完了
- 6 実績報告書兼概算払精算書の提出
(様式第7号)
* 提出期限：以下のいずれか早い日まで
・事業完了日の1か月後
・令和8年4月10日
- 7 確定通知